

## 公立大学法人山梨県立大学理事長選考会議規程

(平成22年4月1日制定 法人第2106号)

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人山梨県立大学定款（以下「定款」という。）第10条第7項の規定に基づき、理事長選考会議に関し必要な事項を定める。

(組織)

第2条 理事長選考会議は、次に掲げる委員7人をもって組織する。

- (1) 経営審議会の委員（定款第16条第2項第4号に掲げる者）の中から選出された者 3人
- (2) 教育研究審議会の委員（定款第19条第2項第4号に掲げる者）から選出された者 3人
- (3) 経営審議会から選出された副理事長

2 理事長選考会議に議長を置き、議長は前項第1号及び第2号に規定する委員のうちから、委員の互選によって決定する。

(任期)

第3条 理事長選考会議の委員の任期は、経営審議会及び教育研究審議会の委員の任期による。

2 理事長選考会議の委員が欠けたときは補欠委員を選出し、当該補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(審議事項)

第4条 理事長選考会議は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 理事長の選考及び解任に関する事項
- (2) 理事長の任期に関する事項

(招集)

第5条 理事長選考会議は、次のいずれかに該当する場合に、議長が招集する。

- (1) 理事長の任期が満了するとき。
- (2) 理事長が辞任を申し出たとき。
- (3) 理事長が欠員となったとき。
- (4) 理事長が解任されたとき。
- (5) 経営審議会又は教育研究審議会から理事長解任の発議があったとき。
- (6) その他議長が必要と認めたとき。

2 議長は、理事長選考会議の委員の3分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面を付して要求があったときは、速やかに理事長選考会議を招集しなければならない。

(議事)

第6条 議長は、理事長選考会議を主宰する。

2 理事長選考会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 やむを得ない理由のため理事長選考会議に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の委員を代理人として表決を委任することができる。ただし、最終の理事長候補者を決定する際の理事長選考会議については適用しない。

4 前項本文の場合における第2項の規定の適用については、その委員は出席したものとみなす。

5 理事長選考会議の議事は、出席した委員（議長を除く。）の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

6 前項の規定にかかわらず、理事長選考会議が山梨県知事へ理事長の解任の申出を行う場合は、委員総数の3分の2以上の賛成がなければならない。

(庶務)

第7条 理事長選考会議に関する庶務は、経営企画課において処理する。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、理事長選考会議に関し必要な事項は、理事長選考会議が定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則  
この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則  
この規程は、平成30年9月10日から施行する。